

第十九回 参議院内閣委員会會議録第五号

昭和二十九年三月二日(火曜日)午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

衆議院議員

政府委員

総理府統計局長 森田 優三君
行政管理局 菊池 義郎君
行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局統 美濃部亮吉君
計基準部長
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
会専門員

説明員

総理府恩 八善淳之輔君
給局次長

○統計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○科学技術庁設置法案(衆議院送付)

○行政機構の整備等に関する調査の件(恩給に関する件)

○理事(上原正吉君) これより内閣委員会を開きます。

統計法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の御説明をお願いいたします。

○政府委員(美濃部亮吉君) 統計法の一部を改正する法律案の提案理由でございますが、これを提案いたしました主眼は、国費の節約を図ろうというところでございまして、一回国勢調査をやりますと今日の金にして大体二十五億から三十億もかかるというぐらゐの龐大な経費を要するのでございまして、それが終戦後人口の移動が激しかったために、五年に一遍ぐらゐやつておりましたが、これを延長いたしましたので十年に一回ということにしまして、そうして仕事を省こうというふうなわけでございます。要するに国勢調査とい

いますと人口の調査であります。が、御承知のように単なる人の数を調べるというだけでなくその性別から家族の数、職業、職業にいたしまして農業、商業、水産業、何百何千の仕事についての調査でございまして非常に煩瑣を極めまして、手つとり早くはなかなか行かず相当の期間を要するわけでございます。ところが今日すでに人口の移動がそれほどはげしくなりましたので、このときにおいて外国並みに日本でも十年に一遍ということに元に戻そうというわけでございます。

昭和二十一年に統計法が公布されま

布されました国勢調査ニ関スル法律によつて行われて参りました。この国勢調査ニ関スル法律は、国勢調査は十年ごとに一回施行するほか、調査後五年目に当る年に簡易な国勢調査を行うよう定めていたものであります。そしてこの法律による十年ごとの国勢調査は大正九年、昭和五年及び昭和十五年の三回に亘つて実施されたのであります。

昭和二十一年に新たに統計法を公布するに当りまして国勢調査ニ関スル法律を廃止いたしますと共に、統計法の第四条に国勢調査に関する一条を設けましたが、その当時は終戦に關連して人口の移動の激しい時期にありましたので、国勢調査を五年ごとに行うよう定めるのが適當と考えられたのであります。

統計法に基く最初の国勢調査は、昭和二十二年に臨時の国勢調査が行われたましたが、次いで前の国勢調査ニ関スル法律によつて行われた最後の国勢調査である昭和十五年の国勢調査から算えて丁度十年目に当る昭和二十五年に、国勢調査加入諸国と共に世界人口センサスとして統計法に基く国勢調査が行われてゐるのであります。従つて現行統計法によれば次期の国勢調査はそれから五年目に当る昭和三十年に行われることになるわけでありまして、

政府は行政の簡素化についてかねてから研究を続けておりましたが、国勢調査実施の間隔の点についても、その見地から検討を加えました結果国勢調

査と次期国勢調査との間にはその中間を繋ぐ標本調査が発達し、且つ終戦直後のような激しい人口移動も行われなくなつてゐる今日、龐大な金額に上る国費をもつて、五年ごとに国勢調査を行うことを定めてゐる現行統計法を改めて、曾つての国勢調査ニ関スル法律が定めていたように、国勢調査実施の間隔を十年ごとに改めると共に国勢調査を行なつた年から五年目に当る年に簡易な方法により国勢調査を行うよう統計法の改正をいたすべきであると考えに至りまして、ここに統計法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。従いましてこの法律の改正が成立いたしますときは、昭和三十年には簡易な国勢調査が実施されることになるのであります。

なお近年統計の国際比較性が重要視されるようになっておりますが、世界各国とも大規模の国勢調査は十年ごとに行われており、それらの大部分の国の実施の年度は、この法律の改正により我が国において国勢調査を行うことになる年度と合致することになります。

以上本法律案の提案理由並びに内容の大略を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○理事(上原正吉君) 何か補足の説明をなさいますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) もう十分でございます。

○理事(上原正吉君) 本法案につきまして御質疑がありましたら御発言をお願いします。

○竹下豐次君 本調査費に二十四、五億かかるだらうというお話がございまして、簡易調査だとのぐらゐかかるとございまして。

○政府委員(美濃部亮吉君) 今はつきり幾らと申上げることはいらぬ、な事情からできませんけれども、大体半額程度であらうというのが私のほうも又統計局のほうも大体そのぐらゐで意見が一致しております。勿論簡易と申しまして、どこにするかというところは、そのときの情勢の相対的な問題でございまして、それによつて経費を上下いたしますけれども、大体半額前後と見ておいて頂ければ余り大した違いはないだらうと思ひます。

○竹下豐次君 現行法の前、簡易調査をおやりになつたですね。そのときには経済調査なんというのは入つてなかつたような記憶があるのですが、それはどうでございましてか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 前と申しますのは戦前でございまして、戦前の簡易調査は非常に簡単でございまして、例えば大正十四年の簡易調査は氏名、男女別、生年月日、配偶の關係だけでございまして、それから十年の簡易調査も常住地がそれに加つておりますけれども、大体それと同じでござい

ます。併し戦後は情勢が大幅變つておりますから、戦前の簡易調査はこれは少し簡単過ぎるので、もう少し項目を

殖やさなければならぬと思つております。

○竹下豊次君 私それをお尋ねしました気持は、前に簡易調査というところでお調べになつた先例がある。その先例は今お話の通りでありまして経済調査など入つてない、今度も同じ簡易調査という名前がつきますと、又先例がどうだとかいうことで余り窮屈に解釈されて必要な経済調査なども簡易調査に加えることがちよつと行きにくいということになりましては困るようなことが起りやあせんか、という気持をちよつと持ちましたのでお尋ねしたわけでありす。今のお答えによりましてその心配はありませんで、そのときに従つて適当にやつて行く……。

○政府委員(美濃部亮吉君) そうであります。只今のところは産業別人口はまあ大体調べなければならぬ。まあ職業別が多少問題でありますけれども、これも財政が許せる限りにおいては産業別、職業別はできるだけ入れたいと思つております。その他の問題は大体においてそのとき的情勢で財政その他と見合つてできる限りのことをするといふことになるだらうと思ひます。

○竹下豊次君 わかりました。

○理事(上原正吉君) 森田統計局長より技術的な答弁をいたしたいというお申出がござりますが、お申出をお受けしたいと思ひます。

○政府委員(森田健三君) 只今の御質問に補足して頂きたいと存じます。簡易なる方法につきましては、もとの国勢調査に関する法律第一条第二項には「前項の規定による調査後五年に当る年において簡易の国勢調査を施行する」と、今回の但書とは同様の規定

があつたのでありますが、この戦前の簡易なる調査が専ら調査事項の簡略という意味において運用されておつたようでありまして、即ち大正十四年の簡易国勢調査では氏名、男女の別、出生の年月日、それから配偶の關係と、又昭和十年の簡易国勢調査におきましては氏名、男女の別、出生の年月日、それから配偶の關係、それからこの回には常住地を調査事項として調査をいたしております。併し戦後の複雑化したしました社会経済情勢に鑑みまして、特に当面の各種行政上の要請に應ずるためには、戦前のような簡略な調査事項のみを調査したのでは極めて不十分でありますことは只今御意見の通りと存じます。今回の改正法案の提案の趣旨も行政の簡略化による予算の節約という点に狙ひがあるものと了解いたしておりますので、ここで簡易なる方法というものは余り金のかからない方法というように了解したくないのであります。勿論調査事項の簡略化につきましては、行財政上の緊要な要請のないものは省略いたすべきことは申すまでもないわけでございますが、只今御意見のありましたように現在の社会経済情勢におきましては、人口の産業別、職業別構成など、国の経済力に重要な關係のある事項が十年ごとにしかわからないといふことでは、事務当局といたしましても甚だ不十分と考へますので、今後の調査におきましては簡易なる方法による場合におきましても、必ずしも戦前の例に拘束されることなく、各方面の意見を尊重いたしまして、財政当局と緊密な連絡の下に必要な調査事項は最少限度におきまして取入れまして、而もなお一面調査の

方法をできるだけ簡略化することに万全を期したいと考えておる次第でございます。以上お答え申上げます。

○理事(上原正吉君) ほかに御質疑はございせんか。御質疑がございませんでしたら、本日はこの法案はこの程度にいたします。

○理事(上原正吉君) 次に科学技術庁設置法案を議題といたします。衆議者の提案理由の御説明を願ひます。衆議院議員松前重義君。

○衆議院議員(松前重義君) 只今議題となりまして科学技術庁設置法案につきまして提案者を代表いたしまして、提案の理由並びに内容の概略について御説明申上げたいと存じます。

現代におきます原子力を中心とした科学技術の進展が、産業界に第三次産業革命をもたらさんとしております今日、我が国の自立経済の達成も又この科学技術の面的振興と、生産技術の向上以外に、現下の高物価低品位の窮状を打破することはできないことにつきましては、すでに御承知の通りでございます。

この立派な科学技術の振興を図るため、科学技術に關する総合的且つ基本的な施策の企画立案、關係各行政機關の所掌いたします科学技術行政の総合調整、科学技術に關する試験研究、資源の総合的利用及び防災に關する調査等を行いますと共に、科学技術振興に關する権限と責任の所在を明確にせんとするのがこの法案の目的でございます。

現在各省にはそれぞれ科学技術に關する行政機關が設置されておりますが、それらを総合調整いたします科学技術に關する総合的行政を行います機關が存在していませんため極めて無統制にして、重複せる研究の無駄があるものでございます。この科学技術庁の設立によりまして貴重なる国費の節減とこれが重点的活用によりまして、國期的科学技術の振興に資するものと信ずるものであります。

次に、法案の内容について簡単に御説明申上げます。科学技術庁は總理府の外局としてこれを設け、長官は國務大臣を以てこれに充て、次長、長官官房、企画調整部及び資源調整部を置きますと共に、長官に直屬いたしまして重要な庁務に参画いたしますために、科学技術官及び調査官を置くこととしたのであります。

次に附屬機關といたしまして資源調査所、防災研究所、中央航空研究所、科学技術資料所を設置することにしたのであります。この資源調査所と申しますのは、現在通産省の工業技術院の下に地質調査所というものがございまして、それをこちらに持つて参りまして、そうしてこれはいわゆる地下資源とか産業に必要な資源のみならず、国土総合開発に必要な地質、或いは又その他の建設省の建設に必要なもの、或いは又農林省の建設に必要なものを総合的にやりますために、或いは又農林省における土地改良に關する土壌の調査、このような地質調査をこれによつて行ひまして、もろもろの農産物や又地下資源、或いは又発電所の建設等に必要なる地質の調査、こういう各省に亘るものをこれでつぎましては現在非常に貧弱な情勢でありまして、僅かな予算で方々から

の委託によつてお雇ひの仕事をしておる、請負の仕事をしておるというやうな状態で、現在発電所を造るためにダムを造らうとしてもその地質が完全に調査されておられません。我が國のこの狭いところで殆んど地質の調査も完全でないという状況でありますので、これらをもつと強化いたしまして、この下に附屬せしめる必要があるというやうな意味から、この科学技術庁に特に資源調査所を附設することにしたのであります。

防災研究所は御承知のように建設省のいわゆる河川に關する問題が最も重点をなすものであります。これと共に氣象台、即ちお天氣を予報し、或いは又雨量を測るというやうなことによつて、その災害の予知をするというやうなことも必要であります。又農林省におきます山林の培養、即ち植林事業等との關係、こういう治山の問題とも關係いたしますので、各省にまたがる問題をここに一カ所に集めなければならぬといふことに相成るのであります。これをいづれにいたしましてこの土木試験所のごときは、何と言つても建設省に置いたほうが能率が高いのであります。又林業試験所という農林省にある試験所はやつぱり農林省に置いたほうが能率がよろしい。氣象台は運輸省に現在屬してありますが、これは又氣象台として獨立して存在せしめたほうがよろしい。併しこれらを総合化するためのいわゆる研究所と稱しましてそれらのそれぞれの研究所或いは試験所或いは氣象台等からの業務の人をここに集めまして、そうして僅かの人間を以てこの研究所を構成し、各省にまたがる問題の調節を取

りながら、それ／＼総合したる研究をここにいたしまして、これによつて防災の目的を達する具体的な資料を集める必要があると思ふのであります。我が国にとつて最近災害が多いのでありますから、これはどうしても中央機関を小さな規模でも、各省との連絡をつけることによつてこれを設置する必要があると思ふのであります。

中央航空研究所なるものは現在保安庁において航空研究所を作らんとする提案がなされ、通産省において又航空研究所の提案がなされ、又運輸省におきましてその提案がなされました。三カ所と同じような研究所を作らんとする傾向でありましたのでなか／＼予算の成立を見なかつたのであります。これらの問題を一括いたしまして、この科学技術庁の下に中央航空研究所を設置せんとするものであります。

科学技術資料所なるものは我が国の科学技術の世界的なレベルがどのようであるかというところを見るためには、どうしても海外の科学技術の状態を知らなければなりません。従つて或いはヨーロッパに或いはアメリカにそれ／＼科学技術に関する専門家を置きまして、これらの世界に張られたる網によつて提供されたる資料を集めて我が国の現状を知り、向うべき方途を定めようとするのが科学技術資料所の任務でございます。このような意味におきまして科学技術資料所なるものを科学技術庁の下に設置せんとするものであります。

そも／＼科学技術庁はこのような研究所は一応置きますものの、原則として科学技術庁自身が研究所を経営するという立場をとらないほうがよろし

いと思ふのであります。即ちこれらの四つのものは少くとも各省にまたがるものであり、どこかにまとめることがなければならぬものであります。で、これだけはいさし方ないといひましても、その他のものは現在あるところの研究所をできるだけ伸ばして行く方向に科学技術庁が努力を払うということが最も肝要ではないかと思ふのであります。

なお同じく附属機関といひましたし、この法律施行と同時に科学技術振興審議会、資源調査審議会、防災審議会、航空審議会を設置することとしておきます。

科学技術振興審議会なるものは御承知のように諸所におきますもの／＼の試験機関、即ち工業試験所のごときものは大阪府にもありますし、兵庫県にもあります。大阪府にありま

ゆる県や府にこのような機関が置かれておるものであります。地方の産業の発展のためにそれ／＼特徴ある研究をなすべき使命を持たせられておるのであります。これらに對しまして何らの連絡もなく指導的な働きかけもありませんので、それらの機関はおの暗闇を盲のようによつて歩くようなやりかたであります。殆んどその効果も挙げていないというやうな実情にあるのであります。我が

国の地方産業の振興、殊に特徴あるその地方の歴史と長い伝統とを背景といひましたところの地方産業の振興は、我が国の輸出の目的のためにも最も重要な問題であり、これらにチーム・ワークを持たせまして海外発展への素地を作りますことは今日最も重要であると思ふのであります。その意味におきまして科学技術振興審議会を作

つて、そうして全国よりの代表者を以てこの方向を決定し、総合的に日本全体の地方産業を振興せんとするものであります。資源調査審議会はこれは又先ほど来申し上げましたように、／＼の資源の調査に関する審議会でありまして、詳しく御説明申し上げる必要もございせん。防災審議会又先ほど御説明申し上げましたやうな目的でありまして、防災に必要なもの／＼の問題についてその方向を決定せんとする審議会でございます。航空審議会又然りでありまして、このようにいたしまして、この審議会が中心となりまして、大体内のおもむくべき方向を決定し、予算の重点性をここに発現いたしまして科学技術の振興に資せんとするものであります。

これらのものの組織及び所掌事務及び委員などにつきましては、他の法律に別段の定めがある場合を除きます。ほか、政令で定めることとしていたしておりますのであります。なお日本学術会議と政府との連絡につきましては、従来の科学技術行政協議会を以て当らしめることとしたしまして、その事務は科学技術庁において掌ることとしたのであります。このため科学技術行政協議会法の一部を改正いたしまして、この協議会の審議すべき事項を明確にいたしました次第であります。日本学術会議は代表を科学技術行政協議会に送っております。そうして科学技術行政協議会が審議いたしましたところのものを具体的にこれを行政的に処理せんとするその作業をなすものが科学技術庁であります。こゝういふ意味におきまして日本学術会議との緊密な連絡をもち、そうして日本学術会議の活動を旺盛ならしめ

るためにこの科学技術庁は動かんとするものであります。以上本法案の提案の趣旨及び内容の概略について御説明いたしました。

只今私どもが聞いておられますところによりまして、現在アメリカと英國とは共同いたしまして原子力発電所を造つております。又ノールウェーとオランダとは共同いたしまして同じく原子力発電所を造りつつあります。或いは又フランスにおいても同じやうな研究がなされ、そしてそれ／＼の国におきましてこの原子力が従来の火力発電所に代つて大きなエネルギー源として用いられんとすることは二十年を待たずして、我々の目の前に現われて来るであらうと思ふのであります。

こゝういふ時期に當りまして、これを戦争兵器に使うことはどうしてもこれは禁じられなければならないのでございまして、平和的利用、そして又新しい科学技術の将来が、この人類の社会における生産的な経済的な大きな原動力となりますことは申すまでもございせん。どうかこのやうな理由におきまして科学技術庁を一日も早く設置いたしまして、科学技術に関する少くとも政策の決定並びにそれが遂行に當らしめる一応のサービス機関、行政機関を政府内に置きますることは最も重要な問題であると確信いたすものであります。どうぞ皆様方の慎重なる御審議を賜りまして、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○理事(上原正吉君) 本法案に對しまして政府の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(大野木克彦君) 実はこれは非常に重大な問題でございますので、

長官から申上げるのが適当じゃないかと思ひますが、只今長官は衆議院の予算委員会のほうに出ておりますので御了承願ひたいと思ひます。

○理事(上原正吉君) この法案の内容に對しまして御質疑は、政府提出の行政機構関係の各法律案の提出を待ちまして、一緒に並行してお願ひをいたしたいと思ひますが、御異議ございせんでしょうか。

○矢嶋三義君 それに異議ございせんが、その際における審議の資料として、前以て提案者でも結構、政府委員でも結構ですから要望いたしておきたいと思ひます。それは委員長において然るべくお取計らい願ひたいと思ひますが、その資料とは、現在各省にそれぞれ置かれてある科学技術に関する行政機関の一切の一覽表、それと定員、それから予算とそれらの一切の資料を後日審議できるときまで提出できるように委員長からお取計らい願ひたいと思ひます。

○理事(上原正吉君) 承知いたしました。

○理事(上原正吉君) ほかに御発言ございせんければ、行政機構の整備等に関する調査に關しまして、恩給制度につきまして政府のお考えを承つておきたいと思ひます。昨年の第十六国会に政府から提出されました恩給法の一部を改正する法律案におきまして、旧軍人の恩給に加算制度を認めないという方針をとり、これに伴つて文官恩給にも従来あつた加算制度を全廢することとしたのであります。そうしてその過渡的措置として附則第四条の規定を設け、改正法律施行の日の昨年

二、恩給不均衡是正に關する請願
 (第一〇五〇号)(第一〇五一号)
 (第一〇九七号)(第一一七号)
 (第一一八号)(第一一五三号)
 (第一一五四号)(第一一八五号)
 (第一一八六号)(第一二〇一号)
 (第一二〇二号)(第一二五号)
 (第一二五二号)(第一二六一号)
 (第一二六二号)

三、恩給法中一部改正等に關する請願(第一〇七〇号)

紹介議員 加賀山之雄君

—

しつある

してある

第一二三三三号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 茨城県水戸市北三の丸
茨城会館内茨城県教育
会内 宮田福次郎外四
百九名
紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

第一二四七号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 福井県大野郡大野町東
四番二五号八二 南
川永太郎外百三十七名
紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

命されて以来引き続き特定郵便局長となつて勤務している者に対しては、任命されてから昭和二十二年十二月三十一日までの期間の全勤続年数恩給法第十九条第一項に規定する公務員として全在職年数として、これを通算せられたいとの請願。

第一〇三三二号 昭和二十九年二月二日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
請願者 茨城県筑波郡十和田村
長 関三良外十九名
紹介議員 郡 祐一君
今次の行政機構改革に伴い農林統計機構が縮小されんとしているが、農民のため適切な行政を行うことが現下急を要する問題であるから、真に公正な農林行政の基礎資料の作成に当る農林統計調査機構の拡充強化を図られたいとの請願。

第一一五八号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(二通)
請願者 北海道古平郡泊村 坂
下清一郎外三万八千七
百十七名
紹介議員 木下 源吾君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一二三三六号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡大宮村大
字大徳七、〇三一 武
田詮外四百八名
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

第一二四八号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 鹿児島県揖保郡額賀町
九、三六〇 永井万吉外五名
紹介議員 井上 知治君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

第一〇一五五号 昭和二十九年二月二日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願
(二通)
請願者 福岡県糟屋郡志賀島村
西戸崎郵便局内 内山
一三外百六十名
紹介議員 剣木 幸弘君 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一〇一四四号と同
じである。

第一〇四六号 昭和二十九年二月三日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
請願者 徳島県小松島市千蔵橋
筋 橋本マサエ外七千
五百二名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一一六〇号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(二通)
請願者 山梨県中巨摩郡南湖村
田島九八七 原準外三
万二千三百三十四名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一二三三七号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 茨城県土浦市白町 長
谷川長四郎外二千六百
五十名
紹介議員 菊田 七平君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

第一二五九号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 山口市大字上金古曾三
八 河村四朗外七百九
十九名
紹介議員 中川 以良君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

第一〇一六六号 昭和二十九年二月二日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願
(二通)
請願者 高知県幡多郡母島郵便
局内 木下久米吉外八
十四名
紹介議員 平井 太郎君 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一〇一四四号と同
じである。

第一一五七号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(二通)
請願者 宮城県加美郡小野田町
東小野田上区 三浦美
奈子外二万五千二百八
十六名
紹介議員 小笠原三男君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一二六一号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(四通)
請願者 三重県鈴鹿郡龜山町
駒田朝子外二万七千五
百十名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一二四六号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 福井県坂井郡大石村大
牧 三上伝兵衛外十九
名
紹介議員 早川 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

第一〇一四四号 昭和二十九年二月二日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願
請願者 佐賀県東松浦郡相知町
相知郵便局内 佐伯玄
洞外四十九名
紹介議員 松岡 平市君 加藤 武徳君
昭和二十二年十二月三十一日以前から
三等郵便局長または特定郵便局長に任

第一〇三三五号 昭和二十九年二月二日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願
請願者 熊本県上益城郡甲佐町
甲佐郵便局内 高田豊
水外百五十五名
紹介議員 松野 鶴平君 深水 六郎君 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一〇一四四号と同
じである。

第一一五七号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(二通)
請願者 宮城県加美郡小野田町
東小野田上区 三浦美
奈子外二万五千二百八
十六名
紹介議員 小笠原三男君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一二六一号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(四通)
請願者 三重県鈴鹿郡龜山町
駒田朝子外二万七千五
百十名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一二四六号 昭和二十九年二月九日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 福井県坂井郡大石村大
牧 三上伝兵衛外十九
名
紹介議員 早川 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇三三号と同
じである。

第一〇一四四号 昭和二十九年二月二日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願
請願者 佐賀県東松浦郡相知町
相知郵便局内 佐伯玄
洞外四十九名
紹介議員 松岡 平市君 加藤 武徳君
昭和二十二年十二月三十一日以前から
三等郵便局長または特定郵便局長に任

第一〇三三五号 昭和二十九年二月二日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願
請願者 熊本県上益城郡甲佐町
甲佐郵便局内 高田豊
水外百五十五名
紹介議員 松野 鶴平君 深水 六郎君 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一〇一四四号と同
じである。

第一一五七号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(二通)
請願者 宮城県加美郡小野田町
東小野田上区 三浦美
奈子外二万五千二百八
十六名
紹介議員 小笠原三男君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

第一二六一号 昭和二十九年二月五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願
(四通)
請願者 三重県鈴鹿郡龜山町
駒田朝子外二万七千五
百十名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一〇三三二号と同
じである。

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同一である。

第一二二八号 昭和二十九年二月九日受理

農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 山口県玖珂郡秋中村大字秋掛 貞時博外三千二百十二名

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同一である。

第一二二九号 昭和二十九年二月九日受理

農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市広瀬町 阪本若松外五名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同一である。

第一二四九号 昭和二十九年二月九日受理

農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町六七 山田早苗外四千九百八十名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一〇三二号と同一である。

第一〇四七号 昭和二十九年二月三日受理

恩給金庫設置に関する請願

請願者 奈良市高畑岡部町五六三 堀之内新蔵

紹介議員 新谷寅三郎君

今回旧軍人軍属の恩給が復活されたが、これに伴行して恩給金融の方途を確立することは、これら恩給受給者に

とつては緊急な要望であり、かつ恩給制度の補完措置として緊要な問題であるから、すみやかに恩給法第十一条を改正し、独立の恩給金庫を設置せられたいとの請願。

第一二二二号 昭和二十九年二月五日受理

恩給金庫設置に関する請願

請願者 岩手県盛岡市菜園二

紹介議員 三 石田豊蔵

この請願の趣旨は、第一〇四七号と同一である。

第一一五六号 昭和二十九年二月五日受理

恩給金庫設置に関する請願

請願者 香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二 中塚進

紹介議員 白川 一雄君

この請願の趣旨は、第一〇四七号と同一である。

第一二三四号 昭和二十九年二月九日受理

恩給金庫設置に関する請願

請願者 千葉市登戸町一ノ一三 曾根良吉外六百六十六名

紹介議員 川口爲之助君

この請願の趣旨は、第一〇四七号と同一である。

第一二三五号 昭和二十九年二月九日受理

恩給金庫設置に関する請願

請願者 福島市杉妻町一六福島県庁世話課内 佐藤保吉

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一〇四七号と同一である。

第一二五四号 昭和二十九年二月九日受理

恩給金庫設置に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡西館村谷地中宇谷地中九〇 高橋栄二郎

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第一〇四七号と同一である。

第一〇四八号 昭和二十九年二月三日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 奈良市高畑岡部町五六三 旧軍人関係恩給権擁護連盟内 堀之内新蔵

紹介議員 新谷寅三郎君

連合国の軍事裁判により拘禁された者が拘禁中に死亡した場合援護法においてはこれを公務死に準じて扱っているから、恩給法においてもその趣旨を拡充して被疑者として抑留または逮捕中に死亡した者に及ぼしそれらの遺族に公務扶助料を給することに改め、また現に国内に拘禁中の者は「復員」という事務的な手続の問題等にこだわることなく、これを未帰還公務員に準じて取り扱われたいとの請願。

第一〇九五号 昭和二十九年二月四日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 群馬県高崎市請地町三八 野口俊太郎

紹介議員 前田 穰君

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同一である。

第一二二〇号 昭和二十九年二月五日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 岩手県盛岡市菜園二

紹介議員 三 石田豊蔵

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同一である。

第一一五五号 昭和二十九年二月五日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二 中塚進

紹介議員 白川 一雄君

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同一である。

第一一八七号 昭和二十九年二月六日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 熊本市大江町大江三五 千田貞雄外二百二十七名

紹介議員 宇垣 一成君

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同一である。

第一二〇四号 昭和二十九年二月八日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 富山県神通町富山文化園内 森田純正

紹介議員 館 哲二君

この趣旨の請願は、第一〇四八号と同一である。

第一二五三三号 昭和二十九年二月九日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡西館村谷地中九〇 高橋栄二郎

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同一である。

第一二六三三号 昭和二十九年二月九日受理

戦犯者の恩給に関する請願

請願者 山口市殿島町県庁世話課内 高橋忠治

紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同一である。

第一〇四九号 昭和二十九年二月三日受理

恩給法中一部改正に関する請願

請願者 奈良市高畑岡部町五六三 堀之内新蔵

紹介議員 新谷寅三郎君

恩給法上等しく公務員であつた旧軍人軍属と一般公務員との間にいぢるしく均衡を失っている点が少なくないから、旧軍人、軍属の実在職年是一般公務員と同様に取り扱いその合算、通算に關して規定されている差別的条項を廃止すること、加算廃止によつて失権となる未裁定者にも既裁定者同様に加算を認めこれによつて恩給を受ける権利を与え、裁定されたものにはその実在職年に基く恩給を支給するよう恩給法を改正せられたいとの請願。

昭和二十九年三月二日【参議院】

第一二〇三号 昭和二十九年二月八日受理

如くすること、恩給額は一般公務員との均衡を保つため仮定俸給を少くと

新蔵
紹介議員
新谷寅三郎君

第一一七号 昭和二十九年二月五日受理

五千田貞雄外二百七十七名

紹介議員 宇垣 一成君
この請願の趣旨は、第一〇五二号と同じである。

第一一八六号 昭和二十九年二月六日受理
恩給不均衡は正に關する請願
請願者 熊本市大江町大江三十五 千田貞雄外二百九十四名

紹介議員 宇垣 一成君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一二〇一號 昭和二十九年二月八日受理
恩給不均衡は正に關する請願
請願者 富山市神通町富山文化園内 森田範正

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一二〇二號 昭和二十九年二月八日受理
恩給不均衡は正に關する請願
請願者 富山市神通町富山文化園内 森田範正

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一二五一號 昭和二十九年二月九日受理
恩給不均衡は正に關する請願
請願者 秋田県北秋田郡西館村 谷地中九〇 高橋栄二

紹介議員 竹下 豐次君
この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一二五二號 昭和二十九年二月九日受理
恩給不均衡は正に關する請願
請願者 秋田県北秋田郡西館村 谷地中九〇 高橋栄二

紹介議員 竹下 豐次君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一二六一號 昭和二十九年二月九日受理
恩給不均衡は正に關する請願
請願者 山口市嚴島町県庁世話課内 高橋忠治

紹介議員 中川 以良君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一二六二號 昭和二十九年二月九日受理
恩給不均衡は正に關する請願
請願者 山口市嚴島町県庁世話課内 高橋忠治

紹介議員 中川 以良君
この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第一〇七〇號 昭和二十九年二月三日受理
恩給法中一部改正等に関する請願
請願者 山口市茶畑遺族連盟会 内 吉富幸助

紹介議員 中川 以良君
戦没者遺族に対する扶助料は一般公務員の遺族に対する扶助料と比較して均衡を失し、かつ遺族の中に国家の補償から脱漏している者があることはまことに遺憾であるから、今次戦争の実に鑑み、地域の如何を問わず、また

病気の種類を問わず、死没の原因が自己の責に帰する事実の立証のない限り、公務死と認めること、戦没者遺族に対する扶助料算出の基準となる仮定俸給ならびに倍率を文官と同様にするため恩給法を改正すること、戦死、病没の軍属に対しては、死没の時期および地域等を問わず、死没の原因が自己の責に帰する事実の立証のない限り公務死と認めその遺族に年金を支給し、その範囲外でも軍務に服していた者には少くとも弔慰金五万円を支給することができるよう援護法を改正せられたこと、この請願。

第一二六四號 昭和二十九年二月九日受理
元台灣州府有給吏員の恩給に関する請願
請願者 佐賀県東松浦郡久里村 大字夕日一四五 浜田才一郎外二十四名

紹介議員 杉原 荒太君
独立国家として第三年目を迎え、既に内外地の諸公務員恩給の復活をみた現在、台灣總督府令に基く州府有給吏員恩給が今日なお支給されないのは如何なる事由によるにせよ既得権者として、しかも老境に入り生活難に苦しむ無一物の引揚者にとつてまことにたえられないところであるから、他の一般公務員の恩給同様すみやかに復活支給せられたこと、この請願。

第三〇一號 昭和二十九年二月八日受理
地方自治功労者の栄典制度確立に関する陳情
陳情者 福岡県議會議長 長谷川清

地方自治功労者の栄典制度確立に関する陳情
陳情者 福岡県議會議長 長谷川清

地方自治振興の要いよいよ緊切を加へるときいまだ地方議員に対する地方自治功労者としての栄典制度の確立を見ないことはまことに遺憾に堪えないから、政府はすみやかに地方議会において議長とあるいは永年勤続議員として地方自治進展のため真に功労のあつた者に対し叙位叙勲の途をひろく等適切な栄典制度確立の立法措置を講ぜられたこと、この陳情。

第三〇二號 昭和二十九年二月八日受理
厚生省藥務局存置に関する陳情
陳情者 兵庫県洲本市幸町兵庫藥劑師協會渡路支部内 梶本治郎外四十一名

行政機構改革に伴い藥務局と醫務局との統合を考慮している模様であるが、藥務局は醫務局と根本的にその本質を異にし、もしも統合されるならば藥品取締上また地方末端の醫藥事務量の繁忙と混乱による弊害は避けられないばかりでなく、原料資材のほとんどが國産品で賄われる醫藥工業の育成は資源に乏しく人口過剰に悩むわが國にとつて最適の輸出産業としてこれを助成監督するには一貫した藥務行政が絶対不可欠であるから、藥務局を存置せられたいとの陳情。

第三〇三號 昭和二十九年二月八日受理
恩給法等の公務死に範圍擴大に関する陳情
陳情者 福岡県議會議長 長谷川清

戦時中軍務に服して死没した者については、自己の責に帰せざる限り病種地域の區別なくその全部を公務死と認め、恩給法並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定する処遇を与えられたこと、この陳情。

第三一五號 昭和二十九年二月九日受理
北陸財務局存置に関する陳情
陳情者 福岡県議會議長 長谷川清
聞るところによると近く実施される行政機構の簡素化の方針により財務局の統合廃止が行われるとのことであるが、予算の適正監査または起債融資事務および近時ますます重要度を増してきた金融機関等に対する厳正な指導監督、國本財産の適正処分ならびに種々の調査に対する予算の査定等県民財政の經濟政策上から見て、北陸財務局の必要性は強く要望されているから、本財務局を存置せられたいとの陳情。

二月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案（八木幸吉君外八十二名賛成）
國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案

内閣總理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官である者は、商業、工業、金融業その他の營利を目的とする私企業（以下「營利企業」といふ。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ね、自ら營利企業を営み、又は報酬を得て營利企業以外の事業を行う団

昭和二十九年三月二日
【参議院】

じである。

第一三九二号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大阪市東住吉区田辺西之町七の三四 大谷繁次郎外四百十三名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三九三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 佐賀県佐賀郡北川副村 木原 江口清外二百四十七名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三九四号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 京都市上京区寺町通今出川上ル四ノ西入桜木町 鈴木博也外二百七十七名
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四二八号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大阪府池田市綾羽町三ノ二四一五 勝田精一郎外七百八十名
紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四三九号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大阪市東区大手前町二丁目 日本赤十字社大阪支部 内 宮田宗兵衛外六百十一名
紹介議員 高木 正夫君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四〇号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願(四通)
請願者 福井県三方郡耳村河原市一四〇一七ノ一 高木米蔵外百七十三名
紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 静岡県富士宮市源道寺 四二四 上杉増太郎外百十四名
紹介議員 高瀬太郎君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四四三三号 昭和二十九年二月十日受理
恩給改訂に関する請願
請願者 大分県日田市役所内耶馬、日田英彦山園定公園観光連盟内 西常次
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

請願者 高知県高岡郡上の加江町上の加江郵便局内

紹介議員 寺尾 豊君 入交 太蔵君 加藤 武徳君

昭和二十二年十二月三十一日以前から三等郵便局長または特定郵便局長に任命されて以来引続き特定郵便局長として勤務している者に対しては、任命されてから昭和二十二年十二月三十一日までの勤続年数を恩給法第十九条第一項に規定する公務員としての全在職年数として通算せられたいとの請願。

第一三七三号 昭和二十九年二月十三日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡基山町 原幸一外九十八名

紹介議員 松岡 平市君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一三七四号 昭和二十九年二月十三日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願(二通)

請願者 鳥取市賀露町加露郵便局内 山根善四郎外二百七十六名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一一号 昭和二十九年二月十五日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

願(一通)
請願者 長崎県南高来郡加津佐町 増崎泰外百九十名

紹介議員 秋山俊一郎君 西岡 繁雄君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一二号 昭和二十九年二月十五日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願(二通)

請願者 香川県坂出市西通町 宮田丑平外二百九十一名

紹介議員 平井 太郎君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一三号 昭和二十九年二月十五日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願(二通)

請願者 大分県宇佐郡東院内村 二日市貞徳外二百五十五名

紹介議員 一松 政二君 小野 義夫君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一四号 昭和二十九年二月十五日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 長崎県下県郡佐須村 田中久正外二十九名

紹介議員 藤野 繁雄君 西岡 繁雄君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一五号 昭和二十九年二月十五日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡奥浦村 月川澄治君外三十一名

紹介議員 西岡 繁雄君 藤野 繁雄君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一六号 昭和二十九年二月十六日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 広島県豊田郡忠海町 宮本直治外百三十名

紹介議員 宮澤 喜一君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一七号 昭和二十九年二月十六日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 鳥根県松江市殿町 小泉有恒外百名

紹介議員 小龍 彬君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一八号 昭和二十九年二月十六日受理

特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 山口県下関市本町七 早田彬外二百三十九名

紹介議員 中川 以良君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四一九号 昭和二十九年二月十六日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 岡山市三門町 船橋四郎外三百三十四名

紹介議員 加藤 武徳君 柳原 幸君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四七一号 昭和二十九年二月十七日受理
特定郵便局長の在職年通算に関する請願

請願者 福岡市西新町 喜多崎耕助外三十六名

紹介議員 能木 亨弘君 團 伊能君 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四〇八号 昭和二十九年二月十五日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡岩舟村 永島三郎外一万二千七百七十七名

ため適切な行政を行うことが現下急を要する問題であるから、直に公正な農林行政の基礎資料の作成に当る農林統計調査機構の拡充強化を図られたいとの請願。

第一四四二号 昭和二十九年二月十六日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 群馬県新田郡綿打村 岩崎久成外六千七百七十一名

紹介議員 飯島連次郎君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四五五号 昭和二十九年二月十六日受理
農林統計調査機構強化に関する請願

請願者 富山県東礪波郡雄神村 三谷 坂本鉄郎外六千四百八十八名

紹介議員 館 哲三君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二二号 昭和二十九年二月十五日受理
建設省職員定数増員に関する請願

請願者 東京都港区芝海岸通り 一ノ二五 伊藤喜一

紹介議員 田中 一君

建設省においては、常勤労働者六千三百名及び非常勤職員八千七百二名を雇うようしているが、このことは明らかに定員不足が事務並びに工事遂行に支障をきたしていることを物語っているものであり、毎年繰り返される風水害による治水、災害復旧工事又は、保安隊工事、駐留軍工事等の施工によつて人員の不足は、ますます激化してき

ているから、本省職員の設定を二万五千四百八十五名に改正せられたいとの請願。

第三四四号 昭和二十九年二月十一日受理

恩給法中一部改正に関する陳情(四通)

陳情者 岡山県川上郡富家村大字

布瀬一、四七八 高見清

外九十名

旧軍人関係恩給の復活が実現せられたことは、誠に感謝に堪えないところであるが、なお研究改善を要する点が多いと考えられるから、(一)加算を復活すること、(二)文武官の不均衡を是正すること、(三)個々の在職年数を通算すること等、恩給法中一部改正を今国会において実現せられたいとの陳情。

第三九一号 昭和二十九年二月十七日受理

日受理

恩給法中一部改正に関する陳情

陳情者 東京都武蔵野市吉祥寺

一、七三〇 砂田栄外九

十一名

この陳情の趣旨は第三四四号と同じである。

第三九三号 昭和二十九年二月十七日受理

日受理

人権擁護局の格下げ反対に関する陳情

陳情者 宮城県仙台市北一番丁六

四仙台法務局内 木村亀

二

政府は、今回の行政機構改革に際し、法務省人権擁護局の格下げ案を議会に提出する形勢にあるが、これは、憲法に保障する国民の権利を踏みにじるものであり、また世界人権宣言の諸目的の実現に努力する責任を放棄することに

なるばかりでなく、講和条約の前文を守らない国として、国際連合への加盟もあやぶまれる結果となるから、人権擁護局の縮小格下げには反対であるとの陳情。

昭和二十九年三月八日印刷

昭和二十九年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局